

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年7月2日

【会社名】 ハウス食品株式会社

【英訳名】 HOUSE FOODS CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 浦上博史

【本店の所在の場所】 大阪府東大阪市御厨栄町1丁目5番7号

【電話番号】 (06)6788-1231番(大代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 財務部長 小池章

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区紀尾井町6番3号
ハウス食品株式会社 東京本社

【電話番号】 (03)3264-1231番(大代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 常務執行役員 カスタマーコミュニケーション本部長
藤井豊明

【縦覧に供する場所】 ハウス食品株式会社東京本社
(東京都千代田区紀尾井町6番3号)
ハウス食品株式会社名古屋支店
(愛知県名古屋市北区山田町4丁目50番地)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪府大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

1【提出理由】

当社は、平成25年6月26日開催の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成25年6月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項およびその総額

1株につき金 15円 総額1,586,411,865円

ロ 効力発生日

平成25年6月27日

第2号議案 持株会社化に伴う当社子会社との吸収分割契約承認の件

平成25年10月1日を効力発生日として、当社の香辛・調味加工食品事業を当社の100%子会社であるハウス食品分割準備株式会社(平成25年10月1日をもって「ハウス食品株式会社」に商号変更予定。)に、吸収分割の方法により承継させるものであります。

第3号議案 定款一部変更の件

持株会社体制への移行に伴い、商号および事業目的を変更するとともに、役付取締役として専務取締役および常務取締役を選定することができる旨を追加するものであります。

第4号議案 取締役9名選任の件

小瀬 昉、浦上博史、松本恵司、井上 始、広浦康勝、藤井豊明、工東正彦、田口昌男、山本邦克を取締役に選任するものであります。

第5号議案 監査役1名選任の件

進藤大二を監査役に選任するものであります。

第6号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の継続の件

現行の買収防衛策を平成28年3月期に係る定時株主総会の終結の時までの約3年間継続するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果および 賛成割合(%)
第1号議案 剰余金の処分の件	883,891	523	0	(注) 1	可決 98.13
第2号議案 持株会社化に伴う当 社子会社との吸収分 割契約承認の件	883,709	705	0	(注) 2	可決 98.11
第3号議案 定款一部変更の件	883,723	688	0	(注) 2	可決 98.11

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果および 賛成割合(%)
第4号議案 取締役9名選任の件					
小瀬 昉	868,483	15,793	136	(注) 3	96.42
浦上博史	876,969	7,307	136		97.36
松本恵司	877,565	6,711	136		97.43
井上 始	877,563	6,713	136		97.43
広浦康勝	877,572	6,704	136		97.43
藤井豊明	877,570	6,706	136		97.43
工東正彦	877,564	6,712	136		97.43
田口昌男	877,568	6,708	136		97.43
山本邦克	853,543	30,768	100		94.76
第5号議案 監査役1名選任の件 進藤大二	823,246	61,168	0	(注) 3	可決 91.40
第6号議案 当社株式の大量取得 行為に関する対応策 (買収防衛策)の継 続の件	771,721	112,692	0	(注) 1	可決 85.68

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
 3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。